

別添 2 :

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案 (意見募集稿)」についての説明

一. 改正の背景と必要性

党中央・国務院の意思決定・配置を徹底、実行し、中国における知的財産業務の量の追求から質の向上への転換を的確に推進するため、国家知識産権局は、専利の質の向上を促進する一連の措置を講じているが、イノベーションの保護を目的としないさまざまな形態の非正常専利出願行為が依然として存在する。このため、国家知識産権局は、専利法の立法趣旨を維持し、誠実信用の原則を忠実に守り、専利出願行為を規範化するために、十分な研究と考察に基づき、2021年3月11日に公布、実施された「専利出願行為の規範化に関する弁法」(国家知識産権局第411号告示)を踏まえ、「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」(国家知識産権局令第75号)(以下、「規定」という)を改正した。「規定」の改正が完了し実施された後、第411号公告は廃止する。

二. 主な改正内容

第1に、「規定」の名称を改正した。改正専利法第二十条第一項の規定に基づき、「規定」の名称を「關於規範専利申請行為的若干規定」から「關於規範申請専利行為的若干規定」に改正した。**第2に、非正常専利出願行為について補足・改善した。**「規定」では、非正常専利出願行為の定義を補足、改善し、非正常専利出願行為の表現形式をさらに明確にした。**第3に、非正常専利出願の審査手順を明確に規定した。**「規定」では、国家知識産権局による非正常専利出願の審査手順を明確にするとともに、関係者の合法的な權益を保護するため、関連する法的救済手段を告知した。**第四に、非正常専利出願行為に対する処理に関する関連処理措置を更新・整備した。**「規定」では、さまざまな種類の非正常専利出願行為が存在する単位又は個人に対する処理措施、及び職責部門と機関を更新、整備した。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。